外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部 を改正する条例を次のとおり制定する。

平成22年11月26日提出 川崎市長 阿 部 孝 夫

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の 一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年川崎市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「という。)には」の次に「、人事委員会規則で定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加え、「100分の70」を「100分の100以内」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「一般の派遣職員の」を削り、「前項本文」を「前項」に改め、「当該」を削る。

第8条の見出し中「給与の種類」を「給与」に改め、同条中「である派遣職員には」の次に「、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは」を加え、同条ただし書中「当該派遣職員の」を削る。

附則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

参考資料

制定要旨

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員に支給される給与の支給割合 を 100 分の 70 未満にも設定できることとすること等のため、この条例を制定するものである。